

令和6年度自己点検表

【 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護 】

記 入 年 月 日	令和 年 月 日
事 業 所 名	
指 定 サ ー ビ ス 指 定 有 効 期 限	指定訪問入浴介護 (指定有効期限: 令和 年 月 日) 指定介護予防訪問入浴介護 (指定有効期限: 令和 年 月 日)
介護保険事業所番号	3 5
記 入 者	(職名) (氏名)
連 絡 先 電 話 番 号	

＜自己点検に当たっての留意事項＞

- (1) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」、そうでなければ「いいえ」を選択してください。なお、該当するものがなければ「非該当」を選択してください。
- (2) 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないよう場合)は、「いいえ」を選択してください。
- (3) 県の運営指導の際、事業所の方に当「自己点検表」により介護保険事業の実施状況を、確認させていただきます。

- ◎ 提出期限 … 令和6年7月31日(水)必着
- ◎ 提出先等 … 管轄の健康福祉センター保健福祉・総務室に提出すること
- ◎ その他 … 原則メールで提出すること。紙媒体で提出する場合は、A4版とし、可能な限り両面コピー(長辺とじ)で1部提出すること。

(注)根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行令	→ 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
居基	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
居解	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
居費	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
居留	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
予基	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
予解	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
予費	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
予留	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
条例35	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第35号)
規則82	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第82号)
条例36	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第36号)
規則83	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第83号)

第1 人員基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 一体的な運営	・ 居宅サービス、介護予防サービスの指定を併せて受け、同一の事業所で、一体的に運営されているか。 ☐ 利用者数(居宅: 人、予防: 人) ※記入日の前月末時点	はい・いいえ	条例35第16条第3項(居基第45条第3項) 条例36第16条第3項(予基第47条第3項)
2 従業者	・ 看護職員の員数は、1以上、介護職員の員数は、2以上となっているか。 ☐ 資格者証を確認し、整理しておくこと。 ☐ 看護職員の員数(人)、介護職員の員数(人)	はい・いいえ	条例35第16条、規則82第35条(居基第45条) 条例36第16条、規則83第36条(予基第47条)
	・ 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤か。	はい・いいえ	
	・ 訪問入浴介護従業者の他の事業との兼務は、適切か。 * 兼務状況() ☐ 同一法人で他の居宅サービス等を行っている場合については、必ず兼務の有無及びその可否を確認のこと。 (看護職員の兼務不可の例) 指定基準に余裕がない場合の通所介護の看護職員 介護職員及び特養の介護職員 訪問介護におけるサービス提供責任者	はい・いいえ・非該当	
3 管理者	・ 常勤の管理者を配置しているか。	はい・いいえ	条例35第18条【準用第6条】(居基第46条) 条例36第16条の2(予基第48条) 居解第3の二の1の(2) 予解第4一
	・ 兼務は適切か。 ☐ 指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 * 兼務状況()	はい・いいえ・非該当	

第2 設備基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 設備に関する基準	利用申込みの受付、相談等の事業の運営を行うための必要な広さの区画を有しているか。(面積要件なし)	はい・いいえ	条例35第17条(居基第47条) 条例36第17条(予基第49条) 居解第3の二の2の(2)、予解第4の一
	専用の事務室又は区画については、指定(介護予防)訪問入浴介護に必要な浴槽、車両等の設備及び備品等を確保しているか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。	はい・いいえ	条例35第17条(居基第47条) 条例36第17条(予基第49条) 居解第3の二の2の(3) 予解第4の一
	浴槽は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるか。	はい・いいえ	
	車両は、浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたものであるか。	はい・いいえ	

第3 運営基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 内容及び手続の説明及び同意	・（介護予防）訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用者又は家族に重要事項を記した書面の交付等をして説明を行い、提供の開始について同意を得ているか。 ※ 相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。 ※ 重要事項説明書に盛り込むべき内容 ① 運営規程の概要 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ☐ 営業日及び営業時間 ☐ 内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 通常の事業の実施地域 ☐ サービスの利用に当たっての留意事項 ☐ 虐待の防止のための措置に関する事項 ☐ 緊急時等における対応方法 ② その他の重要事項 ☐ 従業者の勤務の体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制	はい・いいえ	条例35第18条【準用第8条】 （居基第54条（準用第8条）） 条例36第18条 （予基第49条の2） 居解第3の二の3の(6)準用（第三の一の3の(1)） 予解第4の一 ①説明状況 ☐ 全員に説明済み ☐ 一部に未終了（未終了者 人） ☐ 説明未済 ②同意状況（書面同意が望ましい） ☐ 契約書による同意 ☐ 重要事項説明書による同意 ☐ 別途同意書による同意 ☐ 口頭同意のみ ☐ その他（ ）
2 提供拒否の禁止	・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 （特に要介護度や所得の多寡を理由に拒否していないか。） ※提供拒否の正当な理由 ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	はい・いいえ	条例35第18条【準用第9条】 （居基第54条（準用第9条）） 条例36第18条の2 （予基第49条の3）
3 受給資格等の確認	・ 利用者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しているか。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第12条第1項】 （居基第54条（準用第11条第1項）） 規則83第39条の6第1項 （予基第49条の5第1項）
	・ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し、その意見を考慮しているか。	はい・いいえ・非該当	規則82第42条【準用第12条第2項】 （居基第54条（準用第11条第2項）） 規則83第39条の6第2項 （予基第49条の5第2項）

4 要介護認定等の申請に係る援助	要介護(要支援)認定を受けていない利用者に対しては、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第13条第1項】 (居基第54条(準用第12条第1項)) 規則83第39条の7 (予基第49条の6第1項)
	居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときには、要介護(要支援)認定等の有効期間が終了する30日前には、更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第13条第2項】 (居基第54条(準用第12条第2項)) 規則83第39条の7 (予基第49条の6第2項)
5 心身の状況等の把握	居宅介護(介護予防)支援事業者等が開催するサービス担当者会議等により、利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況の把握に努めているか。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第14条】 (居基第54条(準用第13条)) 規則83第39条の8 (予基第49条の7)
6 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携	(介護予防)訪問入浴介護の提供に当たっては、居宅介護(介護予防)支援事業者等との密接な連携に努めているか。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第15条第1項】 (居基第54条(準用第14条第1項)) 規則83第39条の9 (予基第49条の8第1項)
7 身分を証する書類の携行	- 訪問入浴従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは提示しているか。 ※ この証書等には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第19条】 (居基第54条(準用第18条)) 規則83第39条の13 (予基第49条の12)
8 サービスの提供の記録	(介護予防)訪問入浴介護を提供した際には、提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第20条第1項】 (居基第54条(準用第19条第1項)) 規則83第39条の14第1項 (予基第49条の13第1項)
	(介護予防)訪問入浴介護を提供した際には、提供日及び具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、利用者から申し出があった場合には、書面の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しているか。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第20条第2項】 (居基第54条(準用第19条第2項)) 規則83第39条の14第2項 (予基第49条の13第2項)
9 利用料等の受領	- 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割、2割又は3割相当額の支払を受けているか。(利用者の負担割合は「介護保険負担割合証」で確認。) * 割引の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)	はい・いいえ	規則82第39条第1項(居基第48条第1項) 規則83第40条第1項(予基第50条第1項) 居解第3の二の3の(1)①
	法定代理受領サービスとそうでないサービスの場合の利用料の額に不合理な差額を設けていないか。(全額自費負担の場合等)	はい・いいえ・非該当	規則82第39条第2項(居基第48条第2項) 規則83第40条第2項(予基第50条第2項)

9 利用料等の受領 (つづき)	・法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。 ☐ 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に利用者から徴収することができる交通費等運営規程に定めたもの。 ☐ 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用	はい・いいえ・非該当	規則82第39条第3項(居基第48条第3項) 規則83第40条第3項(予基第50条第3項)
	・上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。	はい・いいえ・非該当	規則82第39条第4項(居基第48条第4項) 規則83第40条第4項(予基第50条第4項)
	・また、上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載されているか。	はい・いいえ・非該当	条例35第18条【準用第8条】 (居基第54条(準用第8条)) 条例36第18条 (予基第49条の2)
	・サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者等に領収証を交付しているか。	はい・いいえ	法第41条8項 法第53条7項(準用第41条8項)
	・上記の領収証には、保険給付による額とその他の費用による額を区分して記載しているか。(その他の費用についてはそれぞれ個別の費用毎に区分されていることが必要)	はい・いいえ	居施行規則第65条 予施行規則第85条(準用第65条)
10 保険給付の請求のための証明書の交付	・法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)訪問入浴介護に係る費用の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付しているか。	はい・いいえ・非該当	規則82第42条【準用第22条】 (居基第54条(準用第21条)) 規則83第40条の2 (予基第50条の2)
11 (介護予防)訪問入浴介護の基本取扱方針	・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防(介護予防)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	はい・いいえ	規則82第40条第1項(居基第49条第1項) 規則82第41条第1項(予基第56条第1項)
	・サービスの質の自己評価を行い、常にその改善を図っているか。 * サービス自己評価の方法 ()	はい・いいえ	規則82第40条第2項 (居基第49条2項(法73条1項)) 規則83第41条第2項 予基第56条第2項(法115条の3第1項)
12 (介護予防)訪問入浴介護の具体的取扱方針	・利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等(入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む)について、理解しやすいように説明を行っているか。	はい・いいえ	規則82第41条第2項(居基第50条第2号) 規則83第42条第2項(予基第57条第2号)
	・(介護予防)訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行っているか。	はい・いいえ	規則82第41条第3項(居基第50条第3号) 規則83第42条第3項(予基第57条第3号)
	・利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めているか。	はい・いいえ	居解第3の二の3の(2)の① 予解第4の三の1の(1)の③

15 運営規程	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ☐ 事業の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ☐ 営業日及び営業時間 ☐ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 通常の事業の実施地域 ☐ サービスの利用に当たっての留意事項 ☐ 緊急時等における対応方法 ☐ 虐待の防止のための措置に関する事項 (虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務) ☐ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	規則82第37条(居基第53条) 規則82第38条(予基第53条)
16 勤務体制の確保等	月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	はい・いいえ	規則82第36条の2 (居基第54条(準用第30条の2)) 規則83第37条の2第1項 (予基第53条の2第1項) 居解第3の二の3の(6)、予解第4の一
	- 職員の労働時間を適正に把握するため、職員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し記録しているか。 * 確認及び記録の方法 ☐ 使用者自ら現認し記録 ☐ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録により確認し記録 ☐ 自己申告による記録 → 実際の労働時間と合致しているかの実態調査(☐ 有 ・ ☐ 無) 調査頻度: 年 回 確認方法:	はい・いいえ	労働基準法 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29.1.20厚生労働省策定)
	従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第5条第3項】 (居基第54条(準用第30条第3項)) 規則83第37条の2第4項 (予基第53条の2第3項)
	全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務。)	はい・いいえ	規則82第36条第2項(居基第53条2項) 規則83第37条第4項 (予基第53条の2第3項) <参照> ○「介護職場におけるハラスメント対策マニュアル」(厚生労働省) ○「(管理職・職員向け)研修のための手引き」(厚生労働省)
	職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの内容及び同ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。	はい・いいえ	

16 勤務体制の確保等 (つづき)	相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知しているか。	はい・いいえ	規則82第36条第2項(居基第53条2項) 規則83第37条第4項 (予基第53条の2第3項) <参照> ○「介護職場におけるハラスメント対策マニュアル」(厚生労働省) ○「(管理職・職員向け)研修のための手引き」(厚生労働省)
	(事業主が講じることが望ましい取組) 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)を行っているか。	はい・いいえ	
17 業務継続計画の策定等 ※ 令和7年3月31日までは減算の適用外	- 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、以下の項目を記載した計画(業務継続計画)を策定しているか。 ① 感染症に係る業務継続計画 ☐ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) ☐ 初動対応 ☐ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ② 災害に係る業務継続計画 ☐ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ☐ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ☐ 他施設及び地域との連携	はい・いいえ	条例35第18条【準用第7条の2】 (居基第54(準用第30条の2)) 条例36第17条の2(居基第53条の2の2) <参照> ○ 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省) ○ 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省)
	感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等の訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に実施しているか。 ※ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	はい・いいえ	
	感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等の訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に実施しているか。 ※ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。	はい・いいえ	
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	はい・いいえ	

18 衛生管理等	・訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 ※ 確認例 ☐ 年1回は健康診断を実施 (☐ 全員 ・ ☐ 一部 ・ ☐ 無) ☐ 感染対策マニュアルの作成 ☐ 感染予防に関する研修の実施 ☐ 手指洗浄設備の設置 ☐ 設備の清掃、保管、消毒の状況	はい・いいえ	条例35第18条【準用第10条】 (居基第54条(準用第31条第1項)) 条例36第18条の3 (予基第53条の3) 居解第3の二の3の(6)準用(第三の一の3の(20)) 予解第4の一
※ 令和7年3月31日までは減算の適用外	・「感染対策委員会」(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、概ね6月に1回以上定期的に開催しているか。 ※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。	はい・いいえ	※ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
	・「感染対策委員会」の結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底しているか。	はい・いいえ	
	・「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備しているか。	はい・いいえ	
	・訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的(新規採用時及び年1回以上)に実施しているか。	はい・いいえ	
	・訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的(年1回以上)に実施しているか。	はい・いいえ	
19 掲示	・事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者の選択に資すると認められる事項を掲示しているか。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えること ※ 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない(令和7年度から義務付け)。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第29条】 (居基第54条(準用第32条)) 規則83第43条の2 (予基第53条の4)
20 秘密保持等	・事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 ※ 従業員の秘密保持誓約書の有無 (☐ 有 ・ ☐ 無) ※ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを確認しているか (☐ 有 ・ ☐ 無)	はい・いいえ	条例35第18条【準用第11条第2項】 (居基第54条(準用第33条第2項)) 条例36第18条の4 (予基第53条の5第1、2項)

26 事故発生時の対応	・ 指定(介護予防)訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 * 事故対応マニュアルの作成 (☐ 有 ・ ☐ 無)	はい・いいえ・非該当	条例35第18条【準用第14条第1項】 (居基第54条(準用第37条第1項)) 条例36第18条の7 (予基第53条の10第1項)
	・ 事故の状況及び処置について記録しているか。	はい・いいえ・非該当	条例35第18条【準用第14条第2項】 (居基第54条(準用第37条第2項)) 条例36第18条の7 (予基第53条の10第2項)
	・ 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。 * 損害賠償保険への加入 (☐ 有 ・ ☐ 無) * 保険会社名 ()	はい・いいえ・非該当	規則82第42条【準用第10条】 (居基第54条(準用第37条第3項)) 規則83第39条の4 (予基第53条の10第3項)
	・ 事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じているか。	はい・いいえ・非該当	居解第3の二の3の(6)準用(第三の一の3の(25)の③)、予解第4の一
27 虐待の防止	・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っているか。 ※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ※ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	はい・いいえ	規則82第42条【準用第8条の3】 (居基第54条(準用第37条の2)) 規則83第39条の2の3 (予基第53条の10の2))

27 虐待の防止 (つづき)	- 虐待防止のための指針を整備しているか。 <項目> ☐ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ☐ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ☐ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ☐ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ☐ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ☐ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ☐ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ☐ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	はい・いいえ	規則82第42条【準用第8条の3】 (居基第54条(準用第37条の2)) 規則83第39条の2の3 (予基第53条の10の2))
	訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的（新規採用時及び年1回以上）に実施するとともに、内容について記録しているか。	はい・いいえ	
	上記3点に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。	はい・いいえ	
28 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定(介護予防)訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 ☐ 具体的方法は「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計の取扱について」を参照	はい・いいえ	規則82第42条【準用第34条】 (居基第54条(準用第38条)) 規則83第43条の7 (予基第53条の11) 平成13年3月28日老振発第18号 平成24年3月29日老高発0329第1号
29 記録の整備	従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	はい・いいえ	規則82第38条第1項(居基第53条の3) 規則83第39条第1項(予基第54条第1項)
	次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。(介護給付費請求書等の保管期限は5年) ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。	はい・いいえ	規則82第38条第2項 (居基第54条(準用第39条2項)) 規則83第39条第2項 (予基第54条の第2項) ※市町への通知 (居基:第26条・予基:第23条に規定する通知をいう。)
	☐ 提供した具体的なサービスの内容等の個人別記録		
	☐ 市町への通知に係る記録		
	☐ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		
	☐ 苦情の内容等の記録		
	☐ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		

第4 変更の届出等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 変更の届出等	- 次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に県へ届け出ているか。 ☐ 事業所の名称及び所在地 ☐ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ☐ 申請者の登記事項証明又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る) ☐ 事業所の平面図 ☐ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ☐ 運営規程 ※ 運営規程のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更の場合は都度の届出は要しない。4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、「管理者」の変更でない場合に、4月1日の配置状況を4月末までに届け出れば可。 ☐ 指定居宅サービス等基準第51条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ☐ 当該申請に係る事業に係る居宅介護(介護予防)サービス費の請求に関する事項	はい・いいえ	法第75条 法第115条の5 施行規則第131条2号 施行規則140条の22第2号
	・介護報酬算定に係る加算体制の追加をしようとする場合は、変更しようとする月の前月15日までに提出しているか。	はい・いいえ	居留第一の1の(5) 予留第一の1の(5)

第5 介護給付費の算定

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令									
1 基本的事項	・ 費用の額は、介護報酬の告示上の額が算定されているか。	はい・いいえ	居費一、二、三 予費一、二、三									
	・ 費用の額は、事業所が所在する地域区分及び1単位の単価×「介護給付費単位数表に定める単位数」の金額となっているか。 【山口県地域区分・1単位の単価】 <table><tr><td>地域区分</td><td>地域</td><td>1単位の単価</td></tr><tr><td>七級地</td><td>周南市</td><td>10.21円</td></tr><tr><td>その他</td><td>周南市以外の地域</td><td>10円</td></tr></table> ※ 地域は、令和3年4月1日において当該地域にかかる名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	地域区分		地域	1単位の単価	七級地	周南市	10.21円	その他	周南市以外の地域	10円	はい・いいえ
	地域区分	地域		1単位の単価								
七級地	周南市	10.21円										
その他	周南市以外の地域	10円										
・ 上記金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算しているか。	はい・いいえ											

2 介護給付費の割引の取扱い	- 県に届出のないまま介護給付費の割引(利用者負担の割引)を行っていないか。 * 割引の届出 (☐ 有・ ☐ 無) ※社会福祉法人等による利用者負担軽減ではない	はい・いいえ	平12老企39
3 身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の算定	入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、訪問入浴介護事業所の介護職員3人(介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人)が、指定(介護予防)訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のイの注4 予費別表の1のイの注4
	利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合については、(介護予防)訪問入浴介護の提供に当たる職員のうち、看護職員が含まれていても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	はい・いいえ・非該当	居留第二の3の(4) 予留第二の2の(2)
4 清しき又は部分浴の場合の算定	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のイの注5 予費別表の1のイの注5
5 同一建物等減算	- 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して訪問介護を行う場合は、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上である場合を除き、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 ※「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」 当該建物の一階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合、同一敷地内の別棟や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合等が該当。	はい・いいえ・非該当	
	- 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して訪問介護を行う場合であって、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上である場合のものについて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 ☐ 1月当たりの利用者数(人)、(人) ※「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」 上記に同じ。 ※利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。 ※1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値。(少数点以下切り捨て。) ※訪問介護事業所と同一敷地内に複数の建物がある場合は、建物ごとの利用者数による。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のイの注6 居留第二の3の(6) 予費別表の1のイの注6 予留第二の2の(4)

5 同一建物等減算 (つづき)	・上記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者に対して訪問介護を行う場合、当該建物に居住する利用者が1月当たり20人以上であるものについて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 □ 建物名()、() □ 1月当たりの利用者数()人、()人 ※ 利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。 ※ 1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値。(少数点以下切り捨て。) ※ 同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しない。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のイの注6 居留第二の3の(6) 予費別表の1のイの注6 予留第二の2の(4)
6 特別地域訪問入浴 介護加算 ※算定届出が必要	・事業所又はその一部として使用される事務所が加算該当地域に所在する場合に、その訪問介護員等が指定(介護予防)訪問入浴介護を行った場合は、1回につき(介護予防の場合には1月につき)所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ※ サテライト事業所のみが加算該当地域の場合は、当該サテライトのみ加算。 ※ 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぷやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のイの注7 予費別表の1のイの注7
7 中山間地域等小規模事業所加算 ※算定届出が必要	・事業所又はその一部として使用される事務所が加算該当地域に所在しているか。 ※ 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぷやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照 ※ 6「特別地域訪問入浴介護加算」と同時に算定することはできない。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のイの注8 居留第二の3の(7) 予費別表の1のイの注8 予留第二の2の(5)
	・前年度実績(3月を除く)について、訪問入浴介護事業所については1月当たり延訪問回数が20回以下であること、介護予防訪問入浴介護事業所について1月当たり延訪問回数が5回以下であることを確認しているか。 ※ 前年度実績が6月に満たない事業所は、前3月の平均により届け出ること。(新規、再開事業所は4月目から届出可能となる。)	はい・いいえ・非該当	
8 中山間地域に居住する利用者へのサービス提供加算	・加算該当地域に居住する利用者に対して、事業所の運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えて、指定(介護予防)訪問入浴介護を行った場合には、1回につき(介護予防訪問入浴介護を行った場合には1月につき)所定の単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ※ 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぷやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のイの注9 予費別表の1のイの注9
	・加算を算定した場合に、利用者から別途交通費の支払いを受けていないか。	はい・いいえ・非該当	居留第二の3の(8) 予留第二の2の(6)

9 サービス種類相互の算定関係	・利用者が次のサービスを受けている間に、訪問入浴介護費を算定していないか。 ※ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス	はい・いいえ	居費別表の2のイの注9 予費別表の1の注7
	・利用者が次のサービスを受けている間に、介護予防訪問入浴介護費を算定していないか。 ※ 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	はい・いいえ	予費別表の1のイの注10
10 初回加算	・新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合に算定しているか。 ※ 初回の指定訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法等の確認を行った場合に算定すること。 ※ 初回の指定訪問入浴介護を行った月に算定すること。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のロ 予費別表の1のロ 居留第二の3の(9) 居留第二の2の(7)
11 認知症専門ケア加算 ※算定届出が必要	・認知症専門ケア加算の要件を満たしているか。 ☐ イ 認知症専門ケア加算Ⅰ（下記の基準のいずれにも適合していること。） (1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者）（以下「対象者」）の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のハ 予費別表の1のハ 居留第二の3の(10) 居留第二の2の(8)
	☐ ロ 認知症専門ケア加算Ⅱ（下記の基準のいずれにも適合していること。） (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。	はい・いいえ・非該当	

11 認知症専門ケア加算(つづき) ※算定届出が必要	☐ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上である必要がある。なお、その割合について、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げを届け出なければならない。 ☐ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」では、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守していること。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のハ 予費別表の1のハ 居留第二の3の(10) 予留第二の2の(8)
12 看取り連携体制加算 ※算定届出が必要	・看取り期におけるサービス提供を行った場合に、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき所定単位数(64単位)を加算しているか。 ☐ 利用者基準 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。)であること。 ☐ 事業所基準 イ 病院、診療所又は訪問看護ステーション(以下、「訪問看護ステーション等」という。)との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整していること。 ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のニ 居留第二の3の(11)
13 サービス提供体制強化加算 ※算定届出が必要	・事業所の体制について加算が算定されなくなる状況が生じた場合には直ちにその旨を届出ているか。 ※ サービス提供体制強化加算の算定状況 【 ☐ 加算(Ⅰ) ・ ☐ 加算(Ⅱ) ・ ☐ 加算(Ⅲ) 】 ① 全ての従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定し、研修を実施しているか。 ※ 年度の途中で加算開始の届出をする場合は、届出を行うまでに計画を策定することで差し支えない。 ※ 各訪問介護員に応じた内容とし、画一的なものとならないこと。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のホ 予費別表の1のニ 居留第二の3の(12) 予留第二の2の(9) (参考) イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

13 サービス提供体制強化加算 (続き) ※算定届出が必要	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を概ね月に1回以上開催しているか。 ☐ 全ての従業者が参加すること。 ☐ 会議の開催状況について、概要を記録すること。 * 実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。	はい・いいえ・非該当	(1) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の全ての(介護予防)訪問入浴介護従業者に対し、(介護予防)訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
	③ 利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を、その変化の動向を含め、記載しているか。 ☐ 利用者のADLや意欲の状況 ☐ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ☐ 家族を含む環境 ☐ 前回のサービス提供時の状況 ☐ その他サービス提供に当たって必要な事項	はい・いいえ・非該当	(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所における(介護予防)訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 (3) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の全ての(介護予防)訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
	④ 健康診断等については、全ての従業者が、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しているか。	はい・いいえ・非該当	(3) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の全ての(介護予防)訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
	⑤ 【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の場合】 次のいずれかに適合すること。 ☐ 介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上か。 ☐ 介護職員のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上か。 * 前年度(3月を除く)又は前3月の実績の平均について、常勤換算方法により算出。 * 各月の前月の末日時点で該当する資格を得ていること(月途中は不可)。 * 勤続年数とは、各月の前月末日時点における勤続年数とすること。	はい・いいえ・非該当	次のいずれかに適合すること。 (一) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上。 (二) 当該指定訪問入浴介護事業所の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上。
	⑥ 【サービス提供体制強化加算(Ⅱ)の場合】 介護職員のうち介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修課程修了者の割合が100分の60以上か。 * 前年度(3月を除く)又は前3月の実績の平均について、常勤換算方法により算出。 * 各月の前月の末日時点で該当する資格を得ていること(月途中は不可)。	はい・いいえ・非該当	ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合していること。 (2) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上。

13 サービス提供体制強化加算 (続き) ※算定届出が必要	⑦【サービス提供体制強化加算(Ⅲ) の場合】 次のいずれかに適合すること。 ☐ 介護職員のうち介護福祉士の割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修課程修了者の割合が100分の50以上か。 ☐ 介護職員のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上か。 ＊ 前年度又は前3月の実績の平均について、常勤換算方法により算出。 ＊ 各月の前月の末日時点で該当する資格を得ていること(月途中は不可)。 ＊ 勤続年数とは、各月の前月末日時点における勤続年数とすること。 ・ サービス提供体制強化加算の基準を満たした上で、利用者に対し、指定(介護予防)訪問入浴介護を行った場合に、1回につき次の所定単位数を加算しているか。 ☐ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 44単位 基準: 上記 10-①～⑤に「はい」 ☐ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 36単位 基準: 上記 10-①～④、⑥に「はい」 ☐ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位 基準: 上記 10-①～④、⑦に「はい」 ※ ⅠとⅡとⅢを同時に算定することはできない。	はい・いいえ・非該当	ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合していること。 次のいずれかに適合すること。 (一) 当該指定(介護予防)訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上。 (二) 当該指定訪問入浴介護事業所の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上。
14 介護職員処遇改善加算 ※算定届出が必要 (～R6.5.31)	・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た事業所が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、算定しているか。 ☐ (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の58／1000に相当する単位数 ☐ (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の42／1000に相当する単位数 ☐ (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の23／1000に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のホ 予費別表の1のホ 居留第二の3の(10) 予留第二の2の(10)

14 介護職員処遇改善加算(つづき) ※算定届出が必要 (～R6.5.31)	(2) 当該指定事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画にかかる実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 (4) 当該指定事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 【厚生労働大臣が定める基準】(続き) (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知していること。 ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画にかかる研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。		
--	---	--	--

	・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)のいずれかを算定している場合に、その他の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)を算定していないか。	はい・いいえ・非該当	
15 介護職員等特定処遇改善加算 ※算定届出が必要 (～R6.5.31)	・次の基準に適合しているものとして知事に届け出た事業所が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、下記の区分に応じて加算しているか。 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の21／1000に相当する単位数 ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の15／1000に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げるいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 イ 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。 ウ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 エ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 ② 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 ③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のへ 予費別表の1のへ 居留第二の3の(11) 予留第二の2の(11)

15 介護職員等特定処遇改善加算 (つづき) ※算定届出が必要 (～R6.5.31)	④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 ⑤ 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。 ⑥ 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 ⑦ 平成20年10月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 ⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ① (1)①から④まで及び⑥から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		居費別表の2のへ 予費別表の1のへ 居留第二の3の(11) 予留第二の2の(11)
	・ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかを算定している場合に、その他の介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定していないか。	はい・いいえ・非該当	
16 介護職員等ベースアップ等支援加算 ※算定届出が必要 (～R6.5.31)	・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た事業所が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の11/1000に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 ④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 ⑤ 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	はい・いいえ・非該当	居費別表の2のト 予費別表の1のト 居留第二の3の(12) 予留第二の2の(12)

16 介護職員等ベースアップ等支援加算(つづき)	⑥ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		
17 介護職員等処遇改善加算 ※算定届出が必要(R6.6.1施行)	・ 次の基準に適合しているものとして知事に届け出た事業所が利用者に対して、サービス提供を行った場合に、下記の区分に応じて加算しているか。 イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の100／1000に相当する単位数 ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の94／1000に相当する単位数 ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の79／1000に相当する単位数 ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数(基本サービス費＋加算・減算)の63／1000に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (2) 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。	はい・いいえ・非該当	居費別表1のチ 居留第二の2の(25)

17 介護職員等処遇改善加算 (つづき) ※算定届出が必要 (R6.6.1施行)	(4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも基準に適合すること。 (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)(一)、(2)から(8)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
---	--	--	--

17 介護職員等処遇改善加算 (つづき) ※算定届出が必要 (R6.6.1施行)	ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た事業所(上記1の加算を算定しているものを除く。)が利用者に対し、サービス提供を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	はい・いいえ・非該当	
	ホ 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の89/1000に相当する単位数 ヘ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の84/1000に相当する単位数 ト 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の83/1000に相当する単位数 チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の78/1000に相当する単位数 リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の73/1000に相当する単位数 ヌ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の67/1000に相当する単位数 ル 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の65/1000に相当する単位数 ヲ 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の68/1000に相当する単位数 ワ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の59/1000に相当する単位数 カ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の54/1000に相当する単位数 ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の52/1000に相当する単位数 タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の48/1000に相当する単位数		

17 介護職員等処遇改善加算 (つづき) ※算定届出が必要 (R6.6.1施行)	レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の44/1000に相当する単位数 ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位数(基本サービス費+加算・減算)の33/1000に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 ホ 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヘ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)～(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ト 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 次の基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2) イ(1)(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 令和6年5月31日において現に介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
---	---	--	--

17 介護職員等処遇改善加算 (つづき) ※算定届出が必要 (R6.6.1施行)	リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。 (2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ス 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。 (2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ル 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 (2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヲ 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。 (2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ワ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。		
---	--	--	--

17 介護職員等処遇改善加算 (つづき) ※算定届出が必要 (R6.6.1施行)	(2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ②①について、全ての介護職員に周知していること。 カ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ②①について、全ての介護職員に周知していること。 ヨ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。		
---	---	--	--

17 介護職員等処遇改善加算 (つづき) ※算定届出が必要 (R6.6.1施行)	(2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 タ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 (2)イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 (2)イ(1)((一)及び(二)に関する部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ②①について、全ての介護職員に周知していること。		
---	---	--	--

	ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)令和6年5月31日において現に介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。 (2)イ(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 ①介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ②①について、全ての介護職員に周知していること。		
--	---	--	--